

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

- 〇道路の区域変更及び供用開始
- 〇道路の区域決定
- 〇道路の供用開始

告示

奈良県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天理斑鳩線
- 三 道路の区域

前	路線番号	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
A	大和郡山市宮堂町三七五番四先から	区間	四・〇	四五・一・六	

1 0 9

後

D	C	B	
大和郡山市宮堂町三七〇番一先から 大和郡山市宮堂町三四番一先まで	大和郡山市宮堂町三七五番四先から 大和郡山市宮堂町五八番三先まで	大和郡山市宮堂町三七五番四先から 大和郡山市宮堂町六四番三先まで	大和郡山市宮堂町五八番三先まで
一〇・四	三三・〇	一七・九	一七・九
七・六	一四・四	七・〇	
三一・五	三二六・〇	三二五・八	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年六月一日

奈良県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天理斑鳩線
- 三 道路の区域

1 0 9	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
磯城郡川西町下永二一四二番 一先から 天理市二階堂南菅田町二一九 番一先まで		一六・五 }	八・〇	

奈良県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年六月一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天理斑鳩線
- 三 道路の区域

1 0 9	区 間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
天理市二階堂南菅田町二三番三先か ら 天理市二階堂南菅田町二一九番一先		一三・八 }	六二七・〇	

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

まで